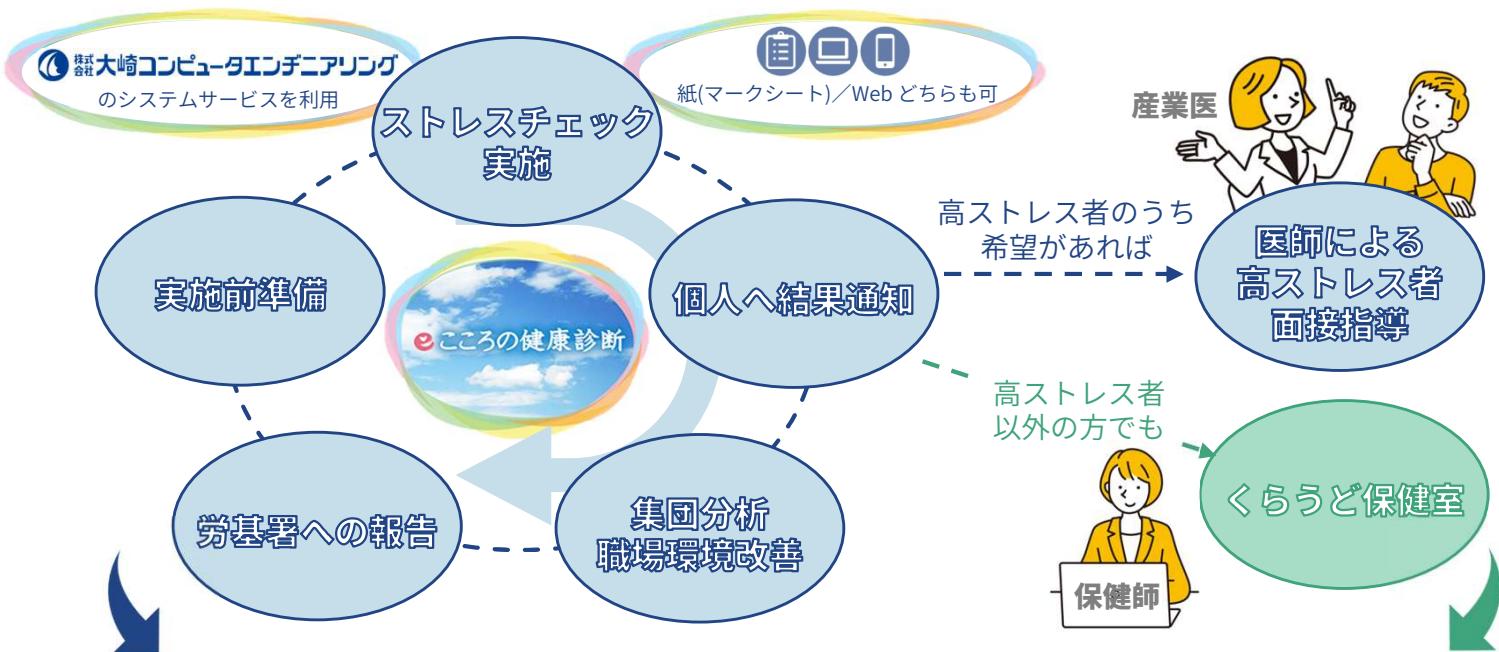


ストレスチェックと相談支援を ワンストップで導入しませんか？

50名未満の事業場もストレスチェック義務化へ！

実施義務が、すべての事業場規模へ拡大されます。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50名以上の事業場	義務	努力義務
50名未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務



＼産業衛生サポート(株) 支援体制／

実施事務代行 も承ります○

実施事務従事者とは

…実施者（医師・保健師など有資格者）の指示を受け事務作業を行う担当者

実施事務従事者が行うこれらの作業は弊社にて代行可能です

- ・システムへの情報アップロード
- ・スケジュールの管理
- ・各勧奨メールの送信
- ・結果の通知
- ・労基署への報告書作成 等

★忙しい担当者に代わり代行○

★少人数ならではのプライバシーへの配慮○



＼産業衛生サポート(株)×ほけんし(株)共同運営／

くらうど保健室

【くらうど保健室】とは
保健師オンライン健康相談サービスです

ストレスチェック実施後にアフターフォローとしてのご利用はもちろん働く上の健康相談を承ります

- ・心身の不調
- ・健康診断の結果
- ・食事やダイエット 等



- ★外部窓口としてご利用OK！
- ★人事を通さず直接のご相談OK！
- ★QRコードから予約可！

産業保健業務をトータルサポートいたします。まずはお気軽にお問い合わせください！



ストレスチェック

よくあるご質問Q&A

Q1

50名未満の事業場でも実施する必要があるのでしょうか？

A.

これまで50名未満の事業場のストレスチェックは「努力義務」でしたが、2025年5月14日に法改正が公布され、今後3年以内にすべての事業場で義務化されることが決定しています。

Q2

自分のストレスチェック結果が周りに知られてしまうのではないか不安です。

A.

ストレスチェックの結果は、本人の同意がない限り会社に知られることはできません。また、実施に関わるスタッフには法律で守秘義務が課されており、情報漏えいには罰則も定められています。

Q3

社内に実務事務従事者を担当できる人がいません。
(人事権の問題・時間がない・適任者がいないなど)

A.

実務事務代行サービスがございます。
ご担当者様には受検者情報の提出と、受検後の高ストレス者面接指導が発生した際の調整のみ行っていただきます。

Q4

面接指導の希望が出た場合は、遅滞なく実施できるのでしょうか。

A.

高ストレス者面接指導は、対象者からの申し出から、概ね一ヶ月以内に実施することが推奨されています。当社では産業医サービスも扱っており、スムーズに手配することが可能です。

料金表

他サービスとのセット割引も！詳しくはお気軽にご相談ください

ストレスチェック 実施支援サービス

小～50名未満規模企業向け
特別支援プラン

基本料金（実務事務代行）70,000円～
※年1回の実施あたり ※基本料金の他人数毎に受検料がかかります

産業医（医師）による 高ストレス者面接指導

1回毎/1名/30分

25,000円～

くらうど保健室

月1回/60分 相談2名まで

月額15,000円～

オンライン

* 金額は税別表記となります



産業保健業務をトータルサポートいたします。
まずはお気軽にお問い合わせください！



SES 企業の健康管理*をトータルサポート
産業衛生サポート株式会社 ほけんし株式会社

【本社】東京都渋谷区渋谷1-9-8朝日生命宮益坂ビル3階 TEL 03-5774-0305 (代表：産業衛生サポート)

受付時間：平日9:00～17:00
0120-95-1824
<https://ohp-service.com/>

